

# 健康保険の被扶養者

## 『被扶養者』の条件

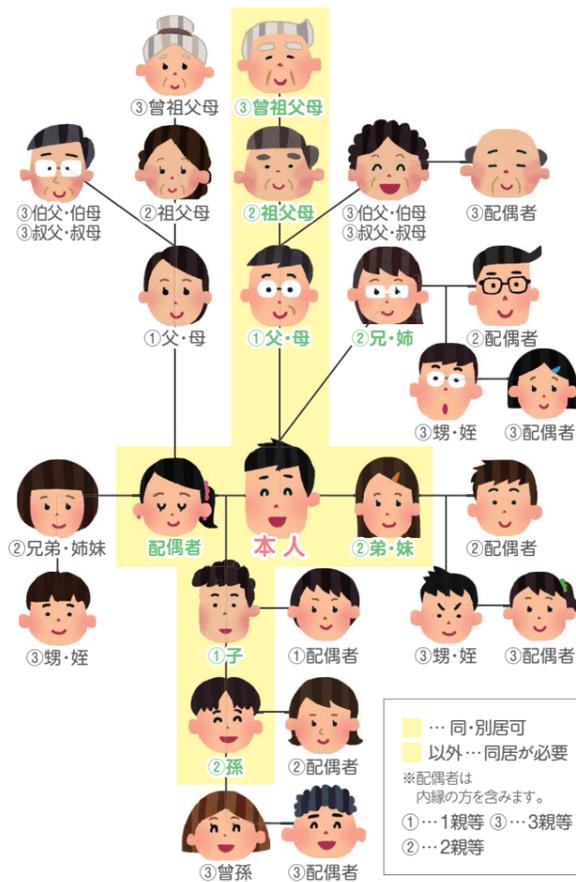
- 被保険者の3等親内の親族である
- 主として被保険者の収入によって生活している
- 年収が130万円未満(60歳以上または障害者は180万円未満)
- 同一世帯:年収が被保険者の年収の2分の1未満  
別世帯:被保険者からの仕送り額が年収以上
- 75歳未満

## 『被扶養者』として認められる親族の範囲

健康保険が認める被扶養者の範囲は、被保険者本人から見て3等親内の親族であり(民法上の親族と同一ではありません)、主として被保険者の収入で生計を維持していることが必要です。

さらに同一世帯※が要件とされる親族もあります。

※「被保険者と住居および家計を共同にすること」をいいます。家計が別々で家族が別個の生活を営んでいる場合や、二世帯住宅など家族の住居が明確にわかれている場合、住民票が世帯分離されている場合などは、同一世帯とは認められません。



### 被扶養者が別居している場合

被保険者は、別居している被扶養者に生活費として送金している必要があります。



## 認定対象者の収入の限度

厚生労働省の通達により、次の①②の両方の条件を満たしていることが必要です。

### ① 金額

被扶養者の年齢など	年間収入	月額(給与・年金など)	日額(雇用保険の給付など)
60歳未満の場合	130万円未満	108,334円未満	3,612円未満
60歳以上の場合	180万円未満	150,000円未満	5,000円未満
障害年金受給の場合	180万円未満	150,000円未満	5,000円未満

### ② 被保険者との世帯関係・収入・仕送り

被保険者と被扶養者が同居の場合	被扶養者の年収が被保険者の年収の1/2未満であること
被保険者と被扶養者が別居の場合	被扶養者の年収が被保険者からの仕送り額未満であること



## 健康保険の被扶養者の

# 資格確認調査にご協力ありがとうございます

当健康保険組合では健康保険法施行規則第50条に基づき、被扶養者認定状況の確認業務を実施中です。

本調査は、すでに被扶養者として認定された方が引き続き資格があるか確認するものです。これにより、公平・公正な扶養家族の認定を行い、保険給付の適正化に努めてまいります。



まだご提出いただいていない方は、**速やかにご提出くださいますようお願いいたします。**



検認に必要な書類をご提出いただけない場合は、健康保険法施行規則第50条7項「検認又は更新を行った場合において、その検認又は更新を受けない被保険者証は、無効とする」により、被扶養者資格を削除することになりますので、ご注意ください。

## 調査対象者 ▶ 18歳以上の被扶養者

### 対象除外者

- 平成28年1月1日以降に認定された被扶養者  
※ただし、平成28年1月1日以降に転籍・再雇用・退職後任意継続で再取得した方は対象となります。

- 海外赴任に帯同している被扶養者
- 資格喪失予定日が平成28年8月1日までの任意継続の被扶養者

ご提出いただいた書類を確認した結果、必要書類が不足している場合は、**8月～9月頃にご連絡いたします。**



### 注意事項

調査の結果、認定基準から外れていると判定された方は、被扶養者削除の手続きが必要となります。その際は、10月頃に被扶養者削除の手続きに必要な書類を送付させていただきます。(資格要件を満たさなくなった日まで遡って、削除となる場合もあります)

被扶養者が増えると...

**納付金が増える!?**



現在、高齢者医療制度は税金や健保組合からの納付金等で賄われています。この納付金は各健康保険組合の加入者(被保険者+被扶養者)の人数に応じて算出されています。被扶養者の削除の届け出を忘れると、その被扶養者分も加入者として納付金の額に反映されることから、本来は必要のない支出が発生することとなり、皆様の保険料の負担が増える要因にもなります。

同じ効き目なら、安いほうがいいに決まってる!?

# ジェネリックのススメ

家計にやさしい

ジェネリック医薬品の特徴

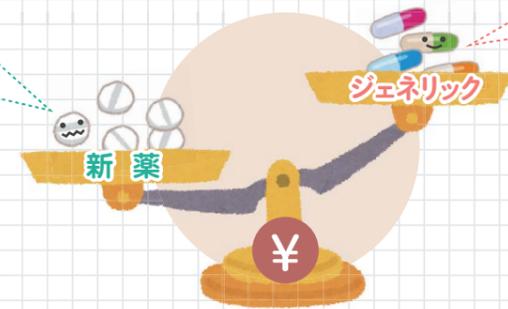
## ジェネリック医薬品って何?

ジェネリック医薬品は、後発医薬品ともよばれています。これは、先に開発されたクスリ(新薬)の特許が切れた後に製造・販売されるもので、クスリの有効成分が新薬と同じで価格が安いのが特徴です。



僕は開発費がかかるから  
どうしても価格が  
高くなってしまふんだ

新薬の開発は、医療の進歩・  
新しい治療法の確立に大きく  
貢献します。



家計の節約のためにも  
私の出番を増やして  
もらいたいな

ジェネリック医薬品は、患者の  
自己負担を軽くし、国の医療費  
節減に役立ちます。

## ! ジェネリックを利用するには...

ジェネリック医薬品を利用するには、**医師に「ジェネリックでお願いします」と伝えるだけでOK**。また、本誌同封の「貼れば伝わる“あなたの気持ち”ジェネリックシール」を診察券や保険証に貼って、その意思を伝えてみましょう!

ジェネリックシール



## ジェネリック医薬品 差額通知を 実施しています



当健保組合ではジェネリック医薬品差額通知を実施しています。通知を受け取った方は、お財布にやさしいジェネリック医薬品にぜひ切り替えてみませんか?

**対象者** ジェネリック医薬品に切り替えることで  
1,000円以上の節約効果が認められる方

**送付時期** 7月、1月

### ▼ジェネリック医薬品差額通知のイメージ画像



表面

裏面



Information

# 夏期保養施設のご案内

夏休みの思い出づくりは

## 健保の保養所で

当健康保険組合ではみなさんの心身のリフレッシュのため、各種保養施設を開設しています。安心してお値打ちにお泊まりいただけますので、ご家族で、職場のお仲間で、ぜひご利用ください。

リゾートイン・ウインズ (予約は、下記予約先までご連絡ください。)

所在地	長野県茅野市車山高原3413	電話	0266-68-2660
契約期間	7月1日(金)～8月31日(水)	1日の収容人数	32名
交通のご案内	中央自動車道諏訪ICから ■R152・ビナスライン経由28km ■R20上諏訪・ビナスライン経由30km	ホームページ	http://www.winds-hotel.com/
利用料	1泊2食付(税込)	予約先	リゾートイン・ウインズ TEL 0266-68-2660 ご予約後、利用申込書を健康保険組合までご提出ください

		A	B		A	B	
7/1～7/31	大人(中学生以上)	4,300円	8,400円	8/1～8/15	大人(中学生以上)	4,300円	
	子供(小学生)	3,200円	6,300円		子供(小学生)	3,200円	7,400円
	幼児(ベッド有り/食事有り)	2,400円	6,400円		幼児(ベッド有り/食事有り)	2,400円	6,400円
8/16～8/31	幼児(ベッド有り/食事無し)	1,200円	3,200円	幼児(ベッド有り/食事無し)	1,200円	3,200円	
	幼児(ベッド無し/食事有り)	1,200円	3,200円	幼児(ベッド無し/食事有り)	1,200円	3,200円	
	幼児(ベッド無し/食事無し)	無料	無料	幼児(ベッド無し/食事無し)	無料	無料	

A:豊田通商健康保険組合被保険者およびその2親等内 B:その他

## 契約プール

## 割引利用のご案内

当健康保険組合では、今年も契約プールの割引券を発行いたします。皆さまの健康づくりの一環としてぜひご利用ください。

<b>利用対象者</b>	豊田通商健康保険組合の被保険者およびその2親等内	<b>割引券配付方法</b>	豊田通商健康保険組合のホームページより印刷してご利用ください。 ※ご自宅で印刷ができない場合は、勤務先の人事・総務の窓口または健康保険組合までご連絡ください。
<b>利用方法</b>	対象施設の窓口にて、記入済みの割引券と代表者の被保険者証を提示し、契約料金をお支払いください。		

施設名	利用区分	通常料金	健康保険組合契約料金	利用期間
ナガシマ ジャンボ海水プール (三重県桑名市)	大人(中学生～)	3,500円	2,700円	7/2～9/25
	小学生	2,700円	2,000円	
	幼児(2歳～)	1,500円	1,100円	

ナガシマジャンボ海水プール

http://www.nagashima-onsen.co.jp/

【問い合わせ先】豊田通商健康保険組合

TEL 052-584-5053

URL http://toyotsu.or.jp/kenpo/

※昨年までご利用いただいていた「としまえんプール」は契約終了となりました。

